

下

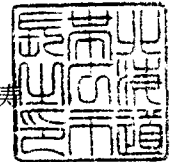


帯行政第20号

平成27年 6月25日

帯広市監査委員 西田 譲 様
同 秋田 勝利 様
同 鈴木 仁志 様

帯広市長 米沢 則 寿
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成27年3月27日付帯監査第78号で報告のあった平成26年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告（行政監査）

監査指摘	措置状況
<p>審議会等の運営及び活動状況について監査した結果、おおむね適正に運営されていましたが、会議の運営や委員の選任等について、一部に改善が望まれる機関が見受けられました。</p> <p>会議運営については、会議を開催していない機関がありますが、設置目的に沿って会議を開催するよう検討する必要があると考えます。</p> <p>また、会議録の未作成や、開催周知及び会議録の公開を行っていない機関がありますが、より透明性の高い行政運営を進めるためには、市民の「知る権利」を保障し市民に的確に情報を発信することが重要であることから、審議経過等を確認できる会議録は全ての会議について作成し、開催の周知と会議録の公開についても、会議公開の有無にかかわらず実施することが必要と考えます。</p> <p>次に、委員の選任については、女性委員の登用が進んでいない機関や、長期選任や兼任が解消されていない機関がありますが、女性委員の登用については、法令等により構成委員が限定されているものや、団体等からの推薦により、登用が困難な審議会等もあるものと考慮できますが、運営通知のほか、男女共同参画プランに基づき、男女がともに活躍できる社会となるよ</p>	<p>今回の行政監査では、附属機関等の運営及び活動状況について、おおむね適正になされているものの、一部改善すべき機関があるとの結果でした。</p> <p>会議運営については、その役割を果たすため、適切な時期に開催する必要があることから、開催していない機関については、今後は設置目的に沿った形で開催していくほか、会議開催の周知や会議録の作成及び公開についても、公開とする会議はもちろん、非公開の会議であっても、可能な範囲での実施に努め、情報公開を進めます。</p> <p>女性委員の登用については、附属機関等の所管課において、委員選任の際に配慮するほか、団体推薦の場合は、女性の推薦について団体に配慮をお願いするなど、引き続き、男女の割合にバランスのとれた委員構成となるよう努めます。</p> <p>また、長期選任や兼任については、委員の負担軽減や、審議に多様な市民意見を反映させるために解消すべきである一方、専門性の問題等、所管課では解消が難しい現状があります。</p> <p>今回多くの指摘があった長期選任や兼任の問題を含めた、附属機関等の運営上配慮すべき事項については、「附属機関等の効率的運営及び活性化に関する基</p>

う、引き続き、登用に努められますことを望みます。

一方、長期選任や兼任については、委員の負担軽減や、より多くの市民の意見を取り入れるため、基本方針に基づき、可能な限り解消に努めることは必要であります。審議会等の設置目的から専門性等が求められるほか、委員構成が規定されているなど、解消が困難な場合も見受けられ、前回の行政監査結果と比較しても状況に変化が見られないことから、通知後、相当の年数が経過している現行の基本方針の検証見直しも必要と考えます。

審議会等は、行政の多様化及び市民要望の多岐化に柔軟かつ的確に対応し、市民とともに協働のまちづくりを進めていくうえで、大変重要な役割を担っています。今後とも一層の効率的運営及び活性化に努められますよう期待いたします。

本方針」(平成9年2月7日総務部長通知)をはじめとする総務部長通知等により定めてきましたが、通知から時間が経過しており、より現状をふまえた規定とする必要があったことから、各通知について内容の検証、見直しを行い、このたび「附属機関等の設置及び運営について」(平成27年4月1日総務部長通知)を策定しました。今後は、本指針の庁内周知を図り、附属機関等の適正な運営を促していきます。

様々な市民意見を行政に反映させ、多様化する行政ニーズに対応するとともに、透明性の高い行政運営を図るため、附属機関等の果たす役割は重要です。今回指摘のあった事項について、改善、検討を進め、附属機関等がその本来の機能を十分に果たせるよう、適正な運営に努めていきます。